

○厚生労働省告示第十二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の施行に伴い、及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する同法第四十一条第二項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を次のように定める。

令和六年一月十七日

厚生労働大臣 武見 敏三

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬の一部改正）

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬（平成十九年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一 七十五歳以上の者（平成十四年九月三十日において七十歳以上である者（同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。）を含む。）及び六十五歳以上七十五歳未満の者（経過措置対象者を除く。）であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（次号に規定する者を除く。）に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第三十七条第一項（第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。）、第三十七条の二第一項、第四十四条の三の二第一項（第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。）及び第五十条の三第一項に規定する医療に関する診療報酬は、後期高齢者医療の診療報酬の例によるものとする。	一 七十五歳以上の者（平成十四年九月三十日において七十歳以上である者（同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。）を含む。）及び六十五歳以上七十五歳未満の者（経過措置対象者を除く。）であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（次号に規定する者を除く。）に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第三十七条第一項及び第三十七条の二第一項に規定する医療に関する診療報酬は、後期高齢者医療の診療報酬の例によるものとする。

二・三（略）

二・三（略）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示の一部改正）

第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（令和五年厚生労働省告示第二百二号）の一部を次のように改正する。

第六条の表を次のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別紙 4 病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた都道府県医療費の将来推計の方法 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の2の5各号に規定する病床の機能の区分及び在宅医療等に関する区分ごとに法第16条に基づき収集するデータをを用いて算出した値に、2と同様の手法で算出した入院医療費の医療の高度化等に起因する都道府県別医療費の伸び率を乗じ、それを一人当たり医療費とする。これに、地域医療構想における令和7年時点の各区分ごとの患者数をもとに都道府県別に算出した令和11年度に見込まれる各区分ごとの患者数の見込みを乗じ、精神病床、結核病床及び感染症病床に関する医療費を加え、次式により算定する。 （略）	別紙 4 病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた都道府県医療費の将来推計の方法 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の2の2各号に規定する病床の機能の区分及び在宅医療等に関する区分ごとに法第16条に基づき収集するデータをを用いて算出した値に、2と同様の手法で算出した入院医療費の医療の高度化等に起因する都道府県別医療費の伸び率を乗じ、それを一人当たり医療費とする。これに、地域医療構想における令和7年時点の各区分ごとの患者数をもとに都道府県別に算出した令和11年度に見込まれる各区分ごとの患者数の見込みを乗じ、精神病床、結核病床及び感染症病床に関する医療費を加え、次式により算定する。 （略）

附則

この告示は、令和六年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、告示の日から適用する。